

茨城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成 19 年 1 月 24 日

条例第 4 号

(事務局の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 158 条第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために事務局を置く。

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、事務局の事務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。